

690

神習教管長芳村正兼述

寶祚明鑑施本の辨

規則

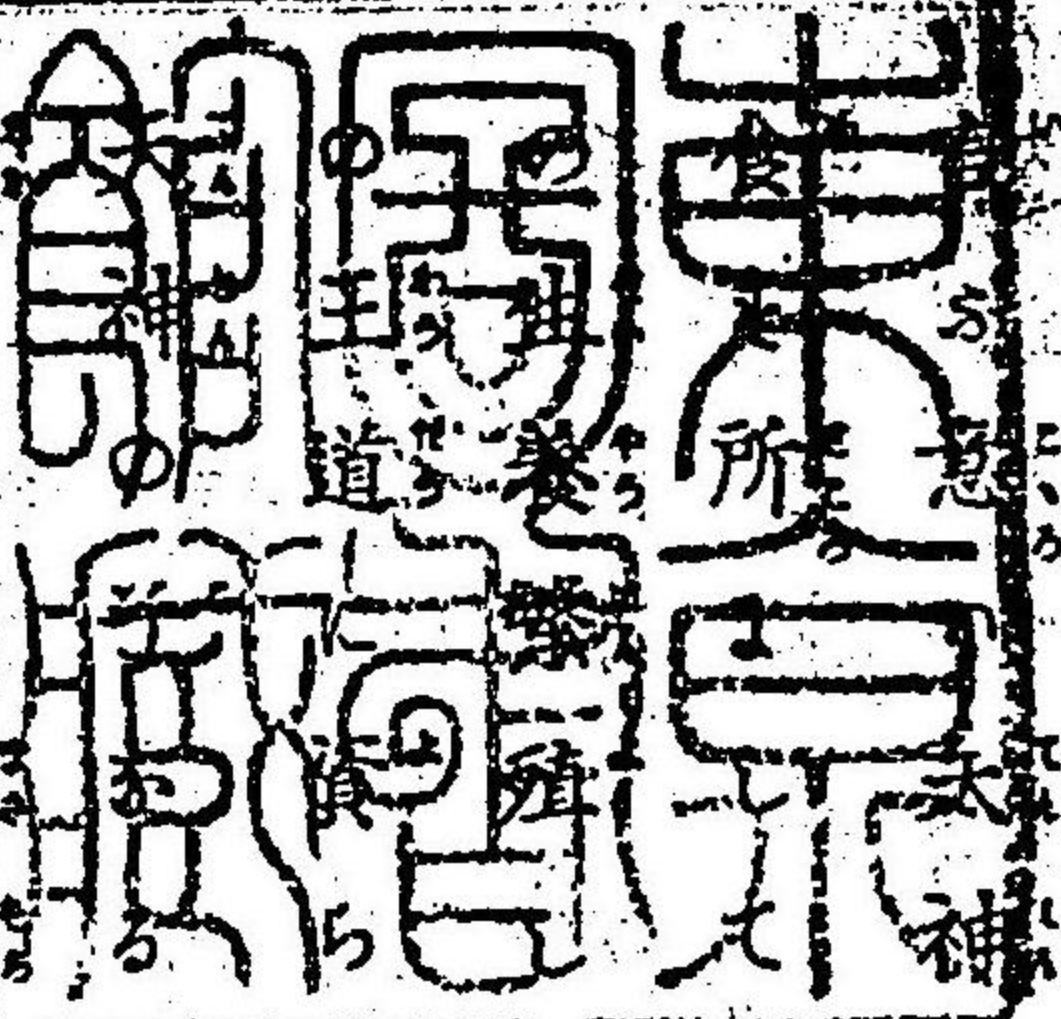


神習教大教廳

宣教局

賢祚明鑑施本の辨

夫れ宇宙間の事物ハ天神の知食所として天地日月の運行  
をる晝夜四時の循環をる雲行を雨施して品物の形を流く  
みな天神の靈徳に資らざるハ無し故に稱して天道と謂ふ



の道あれハあり地球上の事物ハ各國帝王知  
政令を布き教化を施し天下の億兆に於て  
以て天神の化育を賛けしむ是皆各國帝王  
の王道也

然れども正統つらく各國帝王の歴史を關るに當初祖宗

の智徳に因りて國民より推選せられしものに非ざれば兵

亂戡定の力に依りて國民を威服せしもの、み故に世運變

遷の表に卓立して能く一姓を幾千年の久しきに傳ふるも

の有りたり假令一姓を幾千年も傳ふるもの有とするも能  
く開闢の國初より連綿相續して今日に至るもの有るとも能  
し假令連綿相續して今日に至るもの有るとも能く天  
上の神議を定まり天神の靈徳を徳とし天神の天道を以て  
道とせざるもの地球絶て無くして獨これあるもの  
我大日本帝國の天皇御一柱坐まそのみ「畏」けんども我  
天皇陛下の天徳を繼ぎ天道を行ひ給ひて天勅のまに  
天下を家とし萬民を子とし給ひ神器を擁して南面し衣冠  
を正して拱手し給へば天下太平萬民悦服して世を傳へ  
まそこと一十二一世の久しき萬古一日の如し是則天子  
の名と天子の實とを併有し給ひつゝ天壤無窮の神勅を以  
て寶鑑とし給ふものにて其天位と天職と實に世界萬國の  
企て及ぶ所あり」

正乘海外各國の帝王世系を見るに未だ曾て卷を擲ち聲を  
吞み天を仰て慨歎し地に俯して慟哭せざる有りざるな  
り其國祚の長きもの六七百年短きもの一二百年最短きも  
の數十年も出むして謂ゆる革命の事あり是時に當りて  
の親の子に死別し妻の夫に生別し鮮血流れて河となり白  
骨積みて山とあり昨日までの金衣玉食の王侯も今日の絶  
海孤島の囚徒とあり今朝までの碧甍朱欄の宮城も今夕の  
雨悲み烟愁ふるの焦土とあり繁華麗を驚かそほとこの都府  
も忽ち曠漠たる原野と變じ光彩目を眩ますばかりの珍寶  
も悉く慘澹たる水火に委せ中に就て彼の佛國革命の如き  
の市街到る處に断頭臺を列置し苟も反對者の一類と見認  
むれば罪の輕重有無を問ひ身男女老幼を擇ばむ手當  
り次第に首打落して鮮血の十字の街頭に横流し腥風の十

里の都府を埋没するに至る「噫乎かゝる邦國よ生れてかゝる時節よ遭ひたる人の心情如何ありけむ即備羅の責のみ地獄の苦のみ而して此は是數百年に一回數十年に一度は是非とも免かれざる革命國の災厄あり豈巻を擲て慨歎し辭を吞て慟哭せざるを得んや」  
我皇祖の國民を厚く眷愛し給ふこと、斯く懼ろしき備羅地獄の苦痛を國民どもの受んことを豫め神代の古に照覽ましめて皇孫を降し給ふに方りて、恭く寶祚無窮の神勅を傳へ善く君臣の名分を明らかにし善く上下の秩序を正しく是を以て國を建て世を紀して以て永世外國に行はるゝ革命の災厄を根本より截断し給ふに因りて知らるゝなり是を以て我國古來英雄の輩豪傑の徒起りしと雖も未だ曾て一人の神器を窺ふもの無き、固より敢て其愆

を逞くして人民を塗炭の苦み擠まもの無し、啻に擠まものなきのみあらむ能君に忠に親に孝なるの良風美俗を養成して同胞の國民を藹然たる和氣の中に和樂して且つ耽まじむ是皇祖皇孫の明德大業と先王後王の深仁至澤との然らしむる所に於て即我等一系國の人民が專くる所の福利なり之を革命國の人民が時々受くる所の備羅地獄の苦痛に比すれば其苦樂禍福の啻は天淵のみあらざるあり」  
正乘深く此に見る所あり謹て寶祚明鑑を著し吾が皇統の天上の神識に定まりて皇孫を降臨せしめ給ふ所以を記し次に神器繼承の次序を擧げて國体の原由を明し、皇朝相傳の現跡を並擧し以て皇祖皇宗の遺訓を明らかにし、皇室典範帝國憲法の起原を申明を苟も之を

讀むもの誰う皇統の尊嚴なるを覺知せざらん其世道人  
 心に裨益あること勝て數ふべからざるもの有るを予の信  
 じて疑ひざるなり  
 世人往々文明の極点を論じて曰く早晚禮讓を興して以て  
 法律を廢し道徳を行ひて以て戦争を止め萬國一定の日あ  
 るべしと果して然る時宇宙内各皇帝の盟主となりて其平  
 を司るもの何國の帝王にか属せん各國の皆甲乙の國あ  
 り正乘の必も天上の神議一定まりて名實併有し給へる萬  
 世一系の我國天皇に在んことを固く信じて疑ひざるあ  
 り嗚呼天神の天道を擴めて以て革命の殺氣を撲滅し天子  
 の天職を明にして以て生民の和樂を謀らば世界人民の福  
 利も亦洪大ありと謂ふべし是に於て寶祚明鑑の必要なる  
 獨我内國人のみに止らむ地球上海の國民に在りても亦此

書を誦讀せしむるとの必要あるを予の信じて疑ざるあり  
 今や寶祚明鑑數億萬部を以て廣く内外人に施與せんとそ  
 るにあたり限あるの資を以て限なきの需に應ずると能む  
 願くは世の有志諸彦よ其施本を義捐せらるゝことを得ば  
 一層其成功を速にせんとを得ん是豈正乘が幸のみあらん  
 や實に皇國の慶あり乃ち特に有志諸彦に切望せんと云ふ  
 明治廿四年二月紀元節

神習教管長芳村正乘謹識

寶祚明鑑施本規則

第一條 寶祚明鑑を海の内外に施行し我大日本帝國天壤無窮の國体を宇宙に表明するを以て主義とす

第二條 施本事務の東京神田區今川小路二丁目五番地神習教大教廳宣教局に於て一切分擔を

第三條 擔當員を總裁理事幹事とす但總裁理事の副を置く事もあるべし又各地方に臨時に幹事を置く事もあるべし

第四條 寶祚明鑑壹部代價金拾五錢あり郵税の別に二錢を受く一部毎に必らむ施本の辨一本を添贈す

但該書製本原價書肆手数料費等引去り潤益金三錢を剩る其内二錢を驛逋局へ貯積し一千圓に充る毎に海軍費に其一錢を福島富安居士大藏省國債償還の義捐金に合併して該書著述者板權所有主芳村正兼より義捐

第五條 施本の普く同胞同感の志士仁人諸彦の賛成を得て義捐を募集せしむるものとき

第六條 賛成義捐の諸彦を五等と區別せしむるものとき

一 等賛成者 施本壹万部以上の義捐者をいふ

二 等賛成者 施本千部以上の義捐者をいふ

三 等賛成者 施本百部以上の義捐者をいふ

四 等賛成者 施本拾部以上の義捐者をいふ

五 等賛成者 施本壹部以上の義捐者をいふ

第七條 賛成義捐の諸彦の申込証に施本の部數と住所姓名などを詳記し宣教局へ宛申込あるへし

但本價并に郵税とも總て前金とし

第八條 義捐者に對しての宣教局より領收証を贈呈し署名を神習教本祠境内に掲示し又祈念簿に登錄し神前に

奉供し幸福安全を祈り芳名を永遠に傳ふるものとき又新聞上に廣告せることもあるべし

但五等の義捐者への領收証取纏め便宜を以て贈呈せしむるべし

第九條 施本にの一部毎に義捐者の署名を記入する者と

但直接に施本せらるゝ時の製本の儘送るべし

第十條 施本の全國公私兩立の諸學校各宗教諸教會及び

海の内外有志諸彦に施行せしむるものとき

但諸學校を先にするの將來國家を維持する學生をして我が國体の尊嚴あるを深く腦裏に感染せしめんと欲せしむるべし

第十一條 施本義捐金并に郵税共東京麹町區飯田町一丁目郵便支局へ振込を乞ふ

以上

以上

以上

以上

以上

以上

神習教管長 芳村 正 兼

施本事務總裁

明治廿四年三月

正五位子爵日野 西光 善

從三位長谷 信成

全理事

中教正 堀越 秀

權中教正 稻垣 真郎

全幹事

福島 泰定

芳村 正明

東京神田區今川小路二丁目五番地

神習教大教廳

宣教局



明治廿四年三月

神習教管長 芳村正兼

施本事務總裁

正五位子爵日野西光善

從三位長谷信成

全理事

中教正 堀越秀

權中教正 稻垣真郎

全幹事

福島泰定

芳村正明

東京神田區今川小路二丁目五番地

神習教大教廳

宣教局

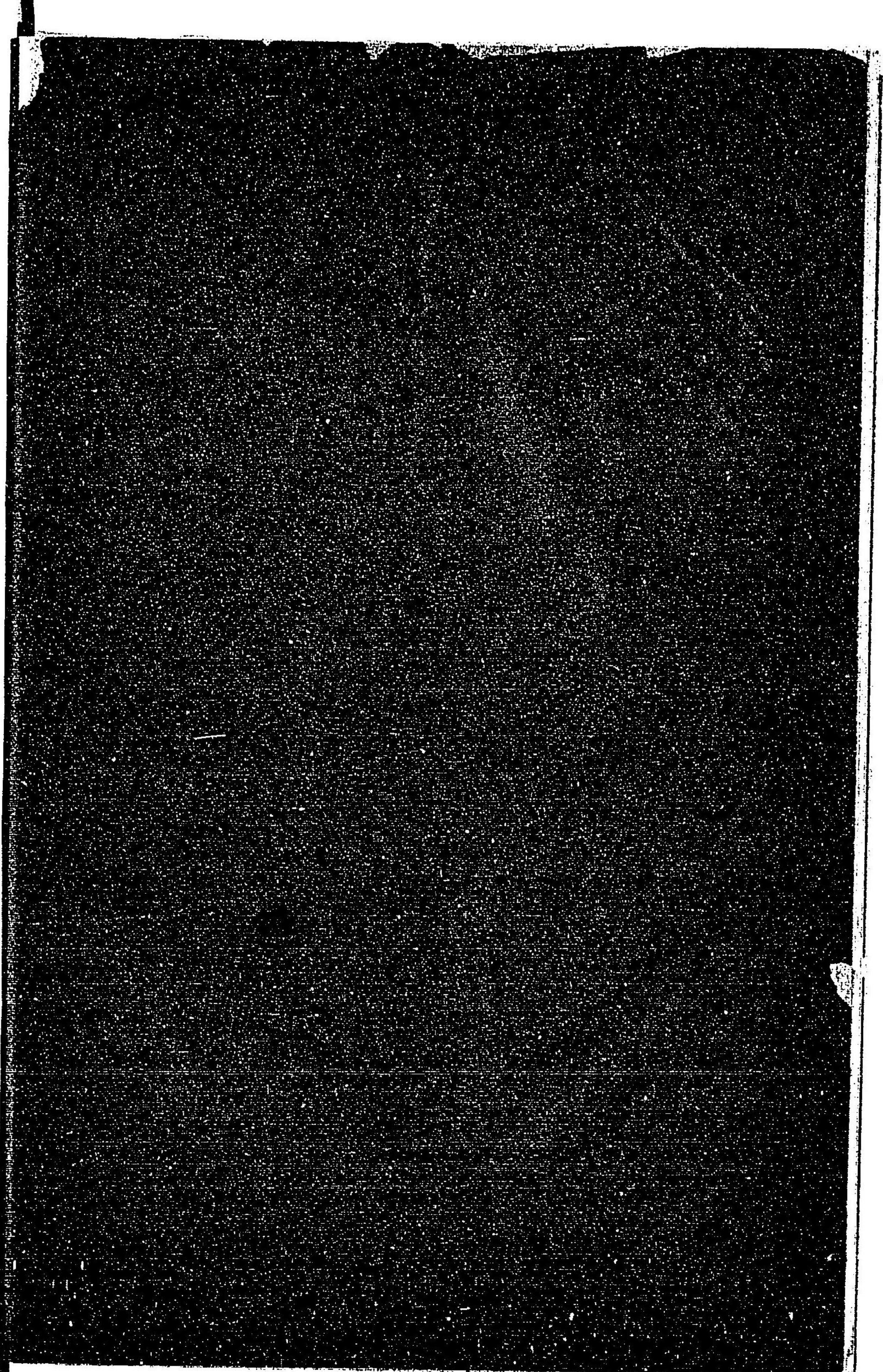
明治廿四年三月五日印刷  
明治廿四年三月六日出版

(非賣品)

岡山縣士族

發行者兼印刷者 芳村正明

東京市神田區今川小路  
貳丁目五番地寄留



014603-000-2

特16-690

宝祚明鑑施本の辨規則

芳村 正兼/著

M24

ABB-1025

